

## 費用弁償について

### ▼費用弁償の根拠法令

#### ○地方自治法（昭和22年 法律第67号）抜粋

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

#### ○米原市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成17年2月14日 条例第33号）抜粋

（費用弁償）

第6条 議員が招集に応じ、もしくは委員会に出席するため旅行したとき、または公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の費用弁償については、米原市特別職の職員の給与等に関する条例を準用する。

#### ○米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年2月14日 条例第37号）抜粋

（旅費）

第3条 公務のため旅行したときに支給する旅費は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料とし、別表の定額により支給する。

2 路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当は、前項の規定にかかわらず、支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別職の職員が出張する県内の旅行については、その日当は支給しない。ただし、公務の都合または天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合は、この限りでない。

4 外国旅行（本邦内通過の旅行を除く。）の旅費は、前3項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定（同法第39条の規定を除く。）を準用する。

5 旅費の支給方法は、米原市職員等の旅費に関する条例（平成17年米原市条例第43号）を適用する。

別表(第3条関係)

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
						甲地	乙地	
市長	実費	中級	実費	米原市職員等	円	円	円	円
副市長		運賃		の旅費に関する条例による	2,200	13,100	11,800	2,200
教育長				車賃				

- 1 鉄道旅行で、運賃は、その乗車に要する運賃を支給する。
- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものについては、その乗車に要する急行料金を、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のものについては、その乗車に要する急行料金を支給する。ただし、特別の必要によって急行料金を徴収する列車に乗車した場合は、現にその乗車に要した急行料金を支給する。
- 3 鉄道旅行で、特別の必要によってグリーン料金または座席指定料金を徴する客車を利用した場合は、現にその乗車に要したグリーン料金または座席指定料金を支給することができる。
- 4 船舶旅行で、運賃の等級を3階級に区分する船舶による場合は、中級の運賃を、2階級に区分する船舶による場合は、下級の運賃を、運賃の等級を設けない船舶による場合は、その乗船に要する運賃を支給する。
- 5 船舶旅行で、特別の必要により寝台料金を必要とした場合には、前項に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金を支給する。
- 6 航空旅行での運賃は、現に支払った運賃を支給する。
- 7 宿泊料のうち甲地とは、東京都および地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令(昭和31年政令第254号)に指定する都市をいい、乙地とは、その他の地域をいう。
- 8 固定宿泊施設に宿泊しない場合においては、乙地に宿泊したものとみなす。

**○米原市職員等の旅費に関する条例(平成17年2月14日 条例第43号) 抜粋**

(車賃)

第17条 車賃の額は、1日につき800円とする。

- 2 職員が旅行命令権者の承認を受けて、自家用自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185

号)第2条に規定する自動車および原動機付自転車で、公務に使用することについてあらかじめ任命権者に届出し、その使用について承認を受けたものをいう。以下同じ。)により旅行する場合の車賃の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき20円とする。この場合において、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

- 3 前項の規定により支給する車賃は、1日につき800円を超えないものとする。
- 4 特別の事由によって事情により定額の車賃では実費を支弁し難い場合には、実費を支給することができる。